

会話傍受

1 考えられる制度の概要

犯罪の高度な嫌疑，捜査手法としての補充性といった通信傍受の実施要件と基本的に同様の要件の下で，犯罪に関連する会話がなされる可能性が高く，かつ犯罪と無関係の私的な会話がなされる可能性が乏しい場所に対象を限定し，捜査機関が傍受機器を設置し，犯罪の実行に関連した会話等を傍受することができるものとする。

2 検討課題

- (1) 会話傍受の必要性
- (2) 会話傍受の許容性・要件
 - プライバシー権との関係
 - 会話傍受の適用場面をどのように限定するのか。
 - ・ 振り込め詐欺の拠点
 - ・ 対立抗争が行われている場合の暴力団事務所，暴力団幹部の使用車両
 - ・ コントロールド・デリバリーにおける配送物
 - 傍受の実施の適正を担保するための手続の在り方